



平成29年5月22日

各 位

会社名 名鉄運輸株式会社
代表者名 代表取締役社長 内田 互
(コード番号9077 名証第二部)
問合せ先 取締役経営管理本部副本部長 川松 昌市
兼財務部長兼関連事業部長
TEL (052)935-5721

株式併合、単元株式数の変更、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第84回定時株主総会におきまして、株式併合及び定款の一部変更（単元株式数の変更等）について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準にするとともに、中長期的な株価変動も勘案し、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	32,546,507株
株式併合により減少する株式	26,037,206株
株式併合後の発行済株式総数	6,509,301株

④効力発生日における発行可能株式総数 26,037,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

「効力発生日における発行可能株式総数」は、会社法第180条第3項を踏まえ、上記「株式併合後の発行済株式総数」の4倍以内となる数とするものです。

- ⑤株式併合の影響 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,278名 (100.00%)	32,546,507株 (100.00%)
5株未満	37名 (2.89%)	46株 (0.00%)
5株以上	1,241名 (97.10%)	32,546,461株 (99.99%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様37名(所有株式数の合計46株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株式名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成29年6月27日開催予定の第84回定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更(単元株式数の変更等)に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月27日開催予定の第84回定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更(単元株式数の変更等)に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、現行定款第6条及び第8条について所要の変更を行うものであります。

また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生後は、この附則を削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7920</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26,037,000</u> 株とする。
第7条 (条文記載省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	附則 <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月27日開催予定の第84回定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更(単元株式数の変更等)に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|-------------------|------------|
| ①取締役会決議日 | 平成29年5月22日 |
| ②定時株主総会決議日 | 平成29年6月27日 |
| ③株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日 |
| ④定款一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日 |
| ⑤発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日 |
| ⑥単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日 |

(ご参考) 上記の株式併合及び単元株式数の変更に係わる効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年9月27日をもって、証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

5. 平成30年3月期期末配当予想の修正

(1) 理由

本株式会社併合の効力が発生することを条件に、平成29年5月9日に発表しました平成30年3月期の普通株式の1株当たりの配当金予想につきまして、本株式会社併合の割合に応じて、1株当たりの配当金額を5倍とする旨の修正を行うものであります。

なお、当該配当予想の修正は、本株式会社併合にともなう1株当たりの配当金額の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

(2) 修正の内容

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
前回予想 (平成29年5月9日公表)	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 6.00	円 銭 6.00
今回修正予想	—	0.00	—	30.00	30.00
当期実績	—	—	—	—	—
前期実績(平成29年3月期)	—	0.00	—	7.00	7.00

以上

(添付資料) 【ご参考】株式会社併合および単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準にするとともに、中長期的な株価変動も勘案し、株式併合(5株を1株に併合)を実施いたします。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなるのでしょうか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,568株	1個	313株	3個	0.6株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	785株	なし	157株	1個	なし
例⑤	326株	なし	65株	なし	0.2株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①、例③、例④に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成29年11月中旬頃お送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満(例⑥)の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合後も単元未満株式の買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 4の例②、例④、例⑤）は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たり純資産額は5倍となるためです。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

今回の併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しています。

平成29年6月27日 定時株主総会決議日

平成29年9月26日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成29年9月27日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成29年10月1日 株式併合、単元株式数変更の効力発生日

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

[お問い合わせ先]

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 平日9時から17時（土・日・祝日等を除く）

以 上